

今月の相談事例（平成29年1月）

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0006 静岡県島田市牛尾1158-3
三浦労務経営事務所
特定社会保険労務士 三浦 茂
TEL 0547-45-5811/FAX 0547-45-5821
URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

【相談内容】

実はうちの事業所でもらえた助成金があったのに知らなかったから貰えなかった……という話を聞きました。各種助成金や補助金について知りたいです。

【アドバイス】

助成金の種類はたくさんあり、管轄している機関もいくつかあります。新しく何かをしようとする場合や、変更改訂をしようとしている場合は、該当する助成金があるかもしれませんので、当事務所にご相談下さい。

また、通常事業を行う上で該当しやすい助成金を下記の表にしましたので参考にしてください。

■新たに労働者を雇い入れる時■ （※短→短時間雇用者）

区分	対象者	助成金	助成額	
就職困難者を雇い入れる	高齢者	65歳以上	Ⅱ 高齢者雇用開発助成金	70万円 短50万円
		60歳～64歳	Ⅰ 特定就職困難者雇用開発助成金	60万円 短40万円
	母子家庭の母等			
	身体障害者・知的障害者	Ⅰ 特定就職困難者雇用開発助成金	120万円	
	重度身体障害者・重度知的障害者	Ⅰ 特定就職困難者雇用開発助成金	240万円 短80万円	
	発達障害者	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	120万円 短80万円	
	難治性疾患患者			
被災離職者等	Ⅲ 被災者雇用開発助成金	60万円 短40万円		
試行的・段階的に雇い入れる	安定就業希望の未経験者等	トライアル雇用奨励金	月4万円×最長3ヶ月	
	障害者	障害者トライアル雇用奨励金		
	短時間労働の精神障害者、発達障害者	障害者短時間トライアル雇用奨励金	月2万円×最長12ヶ月	
新卒求人申し込み又は募集を新たに行い、雇い入れる	学校等の既卒者、中退者、または高校中退者	三年以内既卒者等採用定着奨励金	【既卒】 一人目最大70万円、 二人目最大35万円 【高校中退】 一人目最大80万円、 二人目最大45万円	

■労働者の処遇や職場環境の改善を図る

対象者	実施内容	助成金	助成額
有期契約労働者など (契約社員 パート 派遣社員等)	正規雇用・多様な正社員等への転換または直接雇用を実施	キャリアアップ助成金 正社員化コース	一人当たり10万円～60万円
	短時間労働者の所定労働時間を社会保険加入が出来るように延長	キャリアアップ助成金 短時間労働者の労働時間延長	一人当たり20万円
	65歳以上の定年引上げ等を実施	65歳超雇用推進助成金	① 65歳への定年引上げ 100万円 ② 66歳以上への定年引上げ または定年廃止 120万円 ③ 希望者全員を66～69歳まで 継続雇用する制度の導入 60万円 ④ 希望者全員を70歳以上まで 継続雇用する制度の導入 80万円

■仕事と家庭の両立支援に取り組む■

実施内容	助成金	助成額	
男性が育児休業を取得しやすい職場環境造りに取り組み、取得させる	両立支援助成金	出生時両立支援助成金 (1年度一人のみ対象)	1人目60万円 2人目以降15万円
育児休業代替要員を確保する(中小企業)		代替要員確保コース (1年度上限10人)	1人当たり50万円
育休復帰支援プランを作成し、労働者に育児休業取得、職場復帰させる(中小企業)		育休復帰プランコース(期間の定めのない労働者・期間雇用者、各1名合計上限2名)	取得時 30万円 復帰時 30万円
助成の活躍推進に関する目標を設定し取り組みを行い、目標を達成する		助成活躍加速化助成金	取組達成30万円 数値達成30万円

(この著作権は三浦労務経営事務所に帰属する)